

## 9. リスク管理規程

### 第1章 総則

第1条（目的） 本規程は、当団体の運営におけるリスクを適切に管理し、健全な活動の維持および法令遵守を図るための基本方針を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲） 本規程は、当団体の役員、職員、協力者および関連団体に適用する。

### 第2章 リスク管理体制

#### 第3条（リスク管理責任者）

1. リスク管理の総責任者を事務局長とする。
2. リスク管理責任者は、各種リスクの把握、評価、対策の実施および改善活動を統括する。

#### 第4条（リスク管理委員会）

1. リスク管理に関する対応を協議するため、必要に応じてリスク管理委員会を設置する。
2. 委員会は以下の構成員で構成する
  - ・ 会長
  - ・ 副会長
  - ・ 事務局長
  - ・ 必要に応じて外部専門家

### 第3章 緊急事態の定義と対応

第5条（緊急事態の定義） 緊急事態とは、当団体の運営に重大な影響を及ぼす、またはその可能性がある以下の事象を指す：

1. 自然災害（地震、台風、洪水など）。
2. 法令違反や重大なコンプライアンス違反。
3. 情報漏洩やサイバー攻撃
4. ハラスメント、労働災害、その他の人的危機。
5. その他、役員会が緊急事態と判断した事象。

#### 第6条（緊急事態対応の方針）

1. 緊急事態発生時には、速やかに状況を把握し、初動対応を行う。
2. 被害拡大防止および再発防止を最優先に対応する。
3. 必要に応じて外部機関（警察、消防、専門家）との連携を図る。

#### 第7条（緊急事態対応手順）

1. 初動対応
  - ・ 緊急事態発生時、直ちにリスク管理責任者または事務局長に報告する。
  - ・ 状況を迅速に把握し、初期対応チームを編成する。
2. 情報共有と通知
  - ・ 必要に応じて役員会および関係者に緊急事態の発生を通知する。
  - ・ 対応状況を適時報告。
3. 対策実施
  - ・ 被害の拡大を防ぐための具体的な対策を実施する。
  - ・ 必要に応じて外部専門家の意見を取り入れる。

#### 4.事後対応

- ・再発防止策を策定し、必要に応じて規程や手順を見直す。
- ・対応の全記録を保存し、役員会に報告する。

#### 第4章 教育および周知

第8条（教育の実施） 当団体は、リスク管理に関する知識および対応力向上を図るため、役員および職員に対し定期的に教育を実施する。

第9条（規程の周知） 本規程の内容を全役員および職員に周知し、必要に応じて更新内容を共有する。

#### 第5章 規程の改廃

第10条（規程の改廃手続き） 本規程の改廃は、役員会の承認を経て行う。